

## コンプライアンス基本方針と行動規範

### 1. 基本方針

ヨシカワメイプル株式会社(以下「当社」という)は、コンプライアンスの実践を経営の最重要課題の一つと位置付け、コンプライアンスの徹底は当社の経営の基盤を成すことを強く認識し、企業活動上求められる法令・規則等の遵守はもとより、社会規範に則した誠実かつ公正で透明性の高い企業活動を遂行します。

### 2. 行動規範

#### A) 社会に対して

##### ① 法令の遵守と社会常識に則した行動

法令や社会規範を正しく理解し、遵守するとともに、社会から不信を招く行為は行いません。

##### ② 寄付行為・政治献金規制

政治献金や各種団体等への寄付行為などを行う際には、関係法令はもとより、社内規定に則って対応します。政治・行政とのもたれあいや、癒着ととられるような行動を排し、透明な関係を保ちます。

##### ③ 反社会的勢力との関係断絶

常に法律意識や社会常識、正義感を持ち、違法行為や反社会的行為を見逃すことなく、良識を持って行動します。反社会的勢力には毅然とした態度で対応し、一切関係を持ちません。

##### ④ 環境保護・保全

常に環境保護の重要性を認識し、事業活動のすべての局面において環境に関する条約・法令等を遵守し、地球環境保全のための努力を継続的かつ着実に推進します。

## B) お客様に対して

### ① 商品・サービスの安全性

営業・契約・受注・発注・納品・保守・修理・廃棄の全事業プロセスにおいて「安全性の高い商品およびサービス」の提供、維持向上に努めます。

### ② お客様満足の追求

お客様からの苦情、意見、要望を正確に理解し、迅速かつ誠実に対応します。提供済みの商品・サービスについても、サービスフォロー体制の整備、充実を図り、お客様に満足いただけるように努めます。

### ③ 適正な営業活動

遵守すべき法律を十分に理解した上で、健全な取引のルールを尊重して誠実な営業活動を行います。

### ④ 適正な表示・説明・広告

商品・サービスの内容・特性をお客様に理解していただくために、常に正しい情報を提供します。

### ⑤ お客様情報の適切な管理・保護

事業活動のなかで知り得たお客様の個人情報厳重に管理し、外部に漏洩させ、本人の意図しない用途に利用しません。

### 3. 取引先・競争会社に対して

① 公正・自由な市場競争の促進

いかなる状況においても、談合や優越的地位の濫用、再販売価格の維持など独占禁止法違反となるような行為を行わず、公正で自由な企業間競争を行います。

② 購入先との適正取引

特定の購入先に有利な待遇を与えたり、取引先に対し支払遅延等を行ったりせず、関係法令を遵守し、適正な契約および取引を行います。

③ 他者の権利侵害の禁止

他者が所有する知的財産権(特許権、実用新案権、著作権、商標権、意匠権やノウハウ等)を尊重し、許可なく使用しません。いかなる理由があっても、不正な手段により他社の営業秘密を取得・使用しません。

④ 接待・贈答

社会通念の範囲を越えた接待・贈答は受けません、行いません。

### 4. 株主・投資家に対して

① 経営情報の開示

株主、投資家等に対して、当社の経営方針や当社の財務内容、事業活動状況等を適正に開示するとともに、それらに対する意見・批判を真摯に受け止めます。

② インサイダー取引の禁止

当社や関係会社または取引先における公表されていない情報を利用した株式等の取引は行いません。

## 5. 従業員に対して

### ① 人権尊重・差別禁止

一人ひとりの人権を尊重し、差別につながる行為は一切行いません。セクシュアル・ハラスメント、またはセクシュアル・ハラスメントと誤解されるおそれのある行為は行いません。

### ② 個人情報の保護

業務上知りえた従業員・役員および社外の個人情報については、対象となる業務目的のみに使用し第三者に情報が漏洩しないよう厳重に管理します。

### ③ 職場の安全・衛生の確保

安全、衛生、防災に係る法令を遵守し、誰もが安心して働くことが出来る職場環境の整備と、事故・災害の防止に努めます。

### ④ 働きやすい職場づくり

労働関係法令を遵守し、働きやすい職場環境の整備に努めます。コミュニケーションを深め、お互いの信頼を大切にする職場づくりをすすめるとともに、一人ひとりの個性・能力・実績を公正に評価し、その成長と自己実現が可能な環境整備に努めます。

## 6. 会社・会社財産に対して

### ① 厳正かつ公正・誠実な業務遂行

定められた社内規定や方針等の把握と理解に努め、それにもとづき責任を持って行動します。

### ② 適正な会計処理

関係法令や社内規定等に従って、適正な会計・税務処理を行い、有効な内部牽制の構築に努めます。

### ③ 利益相反行為の禁止

自己または第三者の利益のために、会社の利益またはお客様の利益が損なわれることがないように行動します。会社における地位を、会社以外のいかなる者の利益のために利用しません。

### ④ 秘密情報の管理

事業活動を通じて得られた秘密情報の重要性を認識し、厳重かつ適切に管理します。秘密情報を第三者に開示する必要がある場合は、必ず秘密保持契約の締結等の必要な措置を講じ、対象となる第三者以外への漏洩防止に努めます。

### ⑤ 公私混同の禁止

常に会社の立場と私的な個人の立場を明確にし、職場内に私的関係を持ち込んだり、職場外に組織の立場を持ち込みません。会社財産は、企業活動の源泉であることを認識し、大切に取扱い、これを害することは行いません。

### ⑥ 知的財産権の保護

会社の有する知的財産権は、重要な会社資産であるという認識にたち、これらの有効活用とその権利の保全に努めます。

## 7. 本行動規範に対して

- ① 経営トップは本行動規範の趣旨を社内に徹底するとともに、グループ企業や取引先などの関係者に周知するよう努め、また企業行動のあり方を常に検証し、継続的改善に努めます。さらに、将来にわたり社会貢献を担う人材の育成を行うとともに、信頼関係を基本とした良好な労使関係を維持・発展させていきます。
- ② いかなる理由があっても、本行動規範に反する行為を知りえた場合は、繕ったり隠したりせず、社会へ迅速かつ的確に情報公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正に対処します。

## 独占禁止法および競争法に関する指針

### 1. 基本指針の表明

ヨシカワメイプル株式会社(以下、当社とする)は、世界中のあらゆる独占禁止法・競争法規を遵守し、公平かつ活発な競争を行うことに取り組んでいます。競争相手との価格に関する合意など、業務活動の中には、常にこれら法律およびこの指針の違反となるものがあります。このほか、供給制限や留数協定、市場での有利な立場を悪用した競争の阻害といった多くの事業活動も、これら法律とこの指針の違反行為となる可能性があります。独占禁止法・競争法は、国によって異なり複雑であるため、当社の従業員は、これらの法律の規制を受ける業務活動に従事するときは、所属事業部門の担当法務に相談しなければなりません。

## 2. 目的

この指針は、当社があらゆる独占禁止法および競争法を世界的に遵守するよう徹底するためのものです。こうした法律に違反した場合、当社や従業員個人に刑事罰・民事罰が科され、大幅な業務の中断や当社の信用を失墜させる事態につながるおそれがあります。

この指針は、すべての当社従業員および当社のために行動する者に、世界的に適用されます。第三者に行動規範指針が適用されるケースについては、コンプライアンス指針を参照してください。

### 【 その他のガイドライン 】

- ・ 競合相手との予定される協議は、事前に当社の担当法務の確認を受けなければなりません。
- ・ 以下のような競争に関わる要素については、競合相手に提案することも、合意を結ぶこともゆるされません。
  - ◇ 価格
  - ◇ 販売条件
  - ◇ 入札価格または取扱製品の割当
  - ◇ 顧客、販売経路または取扱製品の割当
  - ◇ 販売区域や地域の割当
  - ◇ 生産、生産能力、生産量
  - ◇ 業界や市場の状況
  - ◇ 減価、利益または利幅
  - ◇ 特定の顧客、サプライヤー、その他の企業との取引の有無
- ・ 一見、不適切な協約や交流のように見受けられる競合他社との協議や接触は避けてください。
- ・ 事業者団体または標準化団体に加入または参加する際は、「事業者団体または標準化代替への加入／参加基準」に指定する手順に従ってください。
- ・ 独占禁止。競争法の適用は複雑です。以下の取り決めに検討し始めたら、早めに指定当社法務顧問に相談しましょう。
  - ◇ 独占販売・購入の取り決め
  - ◇ 販売業者との取引関係やその解消
  - ◇ 適用対象を限定した割引価格
  - ◇ 商品・サービスのセット販売
  - ◇ 当社製品やサービスの再販制限
  - ◇ ライセンシーやライセンサーを制限する技術使用許諾契約
  - ◇ 市場での支配的地位を築くまたは維持するための活動や制度

### 3. 罰則

独占禁止法・競争法に違反した場合、当社や従業員個人に刑事罰・民事罰が科され、大幅な業務の中断や当社の信用を失墜させる事態につながるおそれがあります。当社の行動規範に違反すると、最大で解雇を含む懲戒処分につながります。

# グローバル贈賄防止指針

## 1. 目的

### 第1条

本指針は、ヨシカワメイプル株式会社(以下「当社」)及びその役職員による贈賄を防止し、以って各国の贈賄防止関連法令の遵守、腐敗の防止及び公正な事業慣行の確立・維持に資することを目的とする。

## 2. 適用範囲

### 第2条

本指針は、当社及びその役職員に対して適用されるものとする。なお、本指針において、「役職員」とは、当社の取締役・監査役・執行役員・相談役・顧問その他役員、及び従業員(契約社員及び派遣社員を含む。)をいうものとする。

## 3. 法令の遵守

### 第3条

役職員は、本指針及び関係する国や地域の贈賄防止関連法令を遵守するものとする。

## 4. 公務員に対する贈賄の禁止

### 第4条

役職員は、直接又は販売代理店、エージェント若しくはコンサルタント等の第三者を通じて公務員(政府が実質的に支配する企業の従業員等を含む。以下同じ。)に対して贈賄を行ってはならない。

なお、本指針において「贈賄」とは、取引の獲得若しくは維持のため、又は不当な利益の取得若しくは維持のために、公務員に対し、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないことを目的として、又はその地位を利用して他の公務員にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようにあっせんをさせることを目的として、金銭、贈答、接待その他の利益を供与し、又は供与の申込み・約束をすることをいう。

## 5. 会計記録

### 第5条

当社は、公務員に対する贈賄が行われていないことを証明できるよう、第三者に対する支払いを含むあらゆる支出について、これらを全て合理的な詳細さをもって正確かつ適切に会計帳簿等に記録しなければならない。

## 6. 遵守体制

### 第6条

- (1) 役職員は、本指針の解釈等について疑義を生じたときは、代表取締役及び取締役会に相談しなければならない。
- (2) 当社の代表取締役は、取締役会と連携の上、自らの責任において自社の役職員に本指針を遵守させなければならない。
- (3) 当社は、各国の適用法令又は各社の特性等に応じて、本指針を補足するガイドラインを策定するものとする。当社の社長は、本指針と同様に自社の役職員に上記ガイドラインを遵守させなければならない。

## 7. 罰則

### 第7条

当社は、役職員が本指針に違反した場合、就業規則等に従い、処罰を行うものとする。

## 8. 改廃

### 第8条

本指針の改廃は、取締役会の決議をもってこれを行う。

## 9. 施行

### 第9条

本指針は、2017年6月5日から施行する。

以 上